

第 9 2 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 2 年 5 月 2 9 日 ( 金 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 5 月 2 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 38 号 議 案 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 日 程 第 4 第 39 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 40 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 41 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 42 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 43 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 44 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 45 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 46 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 47 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 48 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 49 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 50 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 51 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 52 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 53 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 54 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 55 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 56 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 第 57 号 議 案 宍 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 日 程 第 5 第 58 号 議 案 宍 粟 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て

	第 59号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	第 60号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6	第 61号議案	宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 7	第 62号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 63号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第 9	第 64号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 65号議案	宍粟市税条例の一部改正について
	第 66号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 11	第 67号議案	宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 12	第 68号議案	宍粟市長寿祝福条例の一部改正について
日程第 13	第 69号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 14	第 70号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
日程第 15	発議第 1号	宍粟市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定
日程第 3	第 38号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
日程第 4	第 39号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 40号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 41号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 42号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 43号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 44号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 45号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 46号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 47号議案 宍粟市農業委員会委員の任命について

	第 48号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 49号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 50号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 51号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 52号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 53号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 54号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 55号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 56号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
	第 57号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について
日程第 5	第 58号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	第 59号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	第 60号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6	第 61号議案	宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 7	第 62号議案	宍粟市職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 63号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第 9	第 64号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 65号議案	宍粟市税条例の一部改正について
	第 66号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 11	第 67号議案	宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 12	第 68号議案	宍粟市長寿祝福条例の一部改正について
日程第 13	第 69号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 14	第 70号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
日程第 15	発議第 1号	宍粟市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番	津 田 晃 伸	議員	2 番	宮 元 裕 祐	議員
3 番	榎 橋 美 恵 子	議員	4 番	西 本	諭 議員
5 番	今 井 和 夫	議員	6 番	大 久 保 陽 一	議員
7 番	田 中 孝 幸	議員	8 番	神 吉 正 男	議員
9 番	田 中 一 郎	議員	1 0 番	山 下 由 美	議員
1 1 番	飯 田 吉 則	議員	1 2 番	大 畑 利 明	議員
1 3 番	浅 田 雅 昭	議員	1 4 番	実 友 勉	議員
1 5 番	林 克 治	議員	1 6 番	東 豊 俊	議員

---

欠 席 議 員 な し

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 谷 慎 一 君	書	記 大 谷 哲 也 君
書 記	小 椋 沙 織 君	書	記 中 瀬 裕 文 君

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長	隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長	前 田 正 人 君	まちづくり推進部長	津 村 裕 二 君
市民生活部長	平 瀬 忠 信 君	健康福祉部長	世 良 智 君
産 業 部 長	名 畑 浩 一 君	建 設 部 長	富 田 健 次 君
一宮市民局長	上 長 正 典 君	波賀市民局長	坂 口 知 巳 君
千種市民局長	福 山 敏 彦 君	会 計 管 理 者	太 中 豊 和 君
教育委員会教育部長	大 谷 奈 雅 子 君	農業委員会事務局長	田 路 仁 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（東 豊俊君） 皆様、おはようございます。

第92回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

御案内のとおり新型コロナウイルスにより大変な事態になりました。宍粟市で感染者は確認はされておりませんが、兵庫県においては多くの感染者が報道をされております。

過日、25日に緊急事態宣言は解除となりましたが、いまだ収束には至っていない状況でございます。

そのような中、議員各位には御健勝にて御参集をいただきました。大変な状況下にあっても、議会は機能を停滞させることなく、その任務を果たさなければならぬところでございます。

今期定例会は、本日より6月18日までの21日間の会期として、この後市長より議案33件が上程されることになっております。

先ほど申し上げましたが、新型コロナウイルス、この感染防止対策として一部変則的な議事運営となりますが、御理解の上、御協力をお願い申し上げまして挨拶いたします。どうぞよろしく願いいたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、改めておはようございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

第92回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、非常に厳しい中ではありますが、日頃の御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

5月もいよいよはや終盤を迎えることとなりました。市内では田植も終えた水田と山々の緑が目映え、アユの友釣り漁も揖保川では26日、千種川も明日には解禁となるなど、初夏の訪れが感じられるようになりました。

このような中、新型コロナウイルスに係る国の緊急事態宣言が、先ほどもありましたとおり、今月25日には五つの都道県を含め全部解除されたところであります。

これによりまして、新型コロナウイルス感染症対策の全国的な緊急事態措置は全て解かれることとなります。また、兵庫県におきましても新規の陽性患者が昨日の時点で12日間ない状態が続いておるところであります。ここに至るまで宍粟市においては、おかげさまで感染者が確認されることがなく、市民の皆様はじめ事業者の皆様、議員各位の御協力と御尽力に心から感謝を申し上げます。

先日の27日には、市の対策本部会議を開催させていただき、今後の感染拡大防止策や社会経済活動の速やかな再開、外出自粛要請の緩和、新たな生活様式の推進などについて、その方針を決定いたしましたところであります。

市民の皆様には、引き続き不要不急の外出自粛に努めていただくとともに、特に6月18日までは首都圏や北海道、あるいは人口密集地への不要不急の移動を控えることや、密閉・密集・密接の3密を避けることなど、新たな生活様式を日常生活に取り入れていただきたいと考えておるところであります。

また、事業者の皆様には、事業の再開に当たり、大変厳しい環境の中ではありますが、感染防止対策の徹底とイベントや会議などは参加人数を制限するなどの適切な措置を徹底いただきたいと思っております。

今後の第2波や、あるいは梅雨時期の自然災害との複合被害にも備えなければなりません。引き続き皆様の御協力をお願いいたしたいと思っております。

また、国の特別定額給付金の状況であります。昨日、28日時点で、振込が完了したものが約3,100件、振込準備中のものが約8,500件で、合わせて全世帯の8割に当たる約1万1,600世帯の手続を終えておるところであります。できる限り早期に振込できるよう、今後もスピード感をもって対応いたしたいと、このように思っております。

さて、今定例会におきましては、市長等の給与の特例に関する条例の制定、教育委員会委員の任命、令和2年度一般会計補正予算など33議案を予定しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから第92回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、市長から地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和元年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知がありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛での報告書写しのとおりであります。

報告 4、本日市長から、議案33件が提出されております。

また、実友 勉議会運営委員長から発議案 1 件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

10番、山下由美議員、11番、飯田吉則議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 21 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から 6 月 18 日までの 21 日間に決定しました。

#### 日程第 3 第 38 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 3、第38号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第38号議案、宍粟市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現委員であります前田純恵氏の任期が 6 月 2 日をもって満了となりますことから、新たに教育委員会委員として中田直人氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

中田氏は、昭和 57 年に教諭として奉職されて以来、小学校の教諭を経て、兵庫県教育委員会播磨西教育事務所長を歴任されるなど、長年にわたり、教育関係に精通

された実績があり、人格、識見ともに優れ、周囲の人望も厚く、教育委員として適任者であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第38号議案については、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第38号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第38号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 第39号議案～第57号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第39号議案、宍粟市農業委員会委員の任命についてから、第57号議案、宍粟市農業委員会委員の任命についてまでの19議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第39号議案から第57号議案までの宍粟市農業委員会委員の任命につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項及び宍粟市農業委員会委員等定数条例第2条第1号の規定に基づき、19名の宍粟市農業委員会委員を選任しようとするものであります。

今回、同意を求める各委員につきましては、各地区の農会長会等から推薦のあつ



た方につきまして、宍粟市農業委員候補者選考委員会において、その適性について審議し、適任と判断いただいた方となっており、また、委員の過半数を超える12名につきましては、同法第8条第5項及び同法施行規則第2条第1項に規定する認定農業者または認定農業者に準じる者となっております。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第39号議案から第57号議案までの19議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第39号議案を採決いたします。

第39号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第39号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第40号議案を採決いたします。

第40号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第40号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第41号議案を採決いたします。

第41号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第41号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第42号議案を採決いたします。

第42号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第42号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第43号議案を採決いたします。

第43号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第44号議案を採決いたします。

第44号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第45号議案を採決いたします。

第45号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第45号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第46号議案を採決します。

第46号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第47号議案を採決いたします。

第47号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第48号議案を採決いたします。

第48号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第48号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第49号議案を採決いたします。

第49号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第49号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第50号議案を採決いたします。

第50号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第50号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第51号議案を採決します。

第51号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第51号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第52号議案を採決いたします。

第52号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第53号議案を採決いたします。

第53号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第53号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第54号議案を採決いたします。

第54号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第54号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第55号議案を採決いたします。

第55号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第55号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第56号議案を採決いたします。

第56号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第56号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第57号議案を採決いたします。

第57号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第57号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 第58号議案～第60号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第5、第58号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、第60号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第58号議案から第60号議案までの宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

現委員であります糸田正明氏、大坪津義氏、上垣利幸氏の3名が令和2年6月2日をもって任期満了となりますことから、新たに固定資産評価審査委員会委員として、鳥居洋子氏、田中祥一氏、西川 龍氏の3名の方を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

鳥居氏、田中氏、西川氏の3名は、税務行政の経験も豊富で固定資産評価に精通

されており、3人とも宍粟市の固定資産の事情に詳しく、いずれの方も適任者と確  
信しております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案から第60号議案までの3議案につきま  
しては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第58号議案を採決いたします。

第58号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第59号議案を採決いたします。

第59号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第59号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第60号議案を採決いたします。

第60号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第60号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第6 第61号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第61号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第61号議案、宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛や、休校・休業の要請に伴い、市民生活や地域経済に多大な影響が生じております。

これらの状況を鑑み、市長・副市長・教育長の3か月間の給料及び6月支給の期末手当について、それぞれ20%ずつ減額しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第61号議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第61号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前 9時56分休憩

(津田晃伸議員、榎橋美恵子議員、今井和夫議員、田中孝幸議員、実友 勉議員、林 克治議員、富田建設部長、上長一宮民局長、坂口波賀市民局長、福山千種市民局長、太中会計管理者、田路農業委員会事務局長 退席)

---

午前10時01分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、いわゆる3密を防ぐ観点から、各会派で調整いただいた議員の自主的退席を認め、退席された議員については、控室のモニター等において本会議を視聴していただくこととし、当局側の出席者におきましても同様に御協力をお願いをいたしました。

日程第7 第62号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第7、第62号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第62号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業等に従事した職員に対して、作業等の危険性を踏まえ、政令で定める期間に限り特例として特殊勤務手当を支給するため、必要な規定を整備するものであります。

改正内容としましては、主に3点となります。

1点目は、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するための作業に従事した場合の感染症防疫業務従事職員手当の金額を、従事した日、1日につき最高4,000円に引き上げるものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症病棟等において、当該感染症患者の診療や看護補助業務に従事した医師や看護補助者に対して、給料に比例した金額の感染症病棟等勤務手当を支給できるよう改正を行うものであります。

3点目は、新型コロナウイルス感染症病棟等において、当該感染症患者の看護業務に従事した看護師に対して、月額2万1,500円の看護業務手当を支給できるよう改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第62号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

ただいまの提案につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する業務ということですから、特殊勤務手当というよりも非常に私は危険性が高い、危険手当というべき内容ではないかなというふうに思います。

そういう観点から、何点かお伺いしたいというのですが、この新型コロナウイルス感染症に対処するための対象業務、対象者、これはどのような内容を想定されているのか、今、市長からありました3点の手当それぞれについて、もう少し具体的な説明をお願いをいたします。

それから、感染症の感染者などを収容する病院、あるいは感染症病棟、こういったものは宍粟市に該当するものはないというふうに考えておりますが、この手当を条例化する目的は、こういったものなんでしょうか。例えば、宍粟市の医療従事者が他地域への派遣というようなことが想定されて、条例化されているのか、そのあたりの目的をお伺いしたいというふうに思います。

それから、三つ目ですが、施行期日が令和2年2月1日から適用というふうになっておりますが、これの意味するものは何なのか。

以上、3点質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 大畑議員の質疑について、具体のことですので、私



のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の対象業務、対象者等の内容についてですが、附則第3項に規定する感染症防疫業務手当についてですが、対象業務は新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある者として、本市の場合は、龍野健康福祉事務所の所長が判断した患者の診察等になります。

具体には、感染者または感染の疑いのある者に対し、問診や触診等の診察業務、放射線撮影業務などです。対象者は医師、看護師、放射線技師等になると思います。

次に、附則第5項の感染病棟等勤務手当につきましては、主に入院患者を想定しておりまして、対象業務といたしましては、感染病棟及びその他これに準ずる区域において感染者の診療等々になります。対象者は医師及び看護業務の補助に従事した職員となります。

次に、附則第7項の感染症患者看護業務手当につきましては、先ほどの感染病棟及びその他これに準ずる区域において感染者の看護に従事した看護師に支給する手当となっております。

それから、2点目の手当の条例化の目的についてですが、現状では、議員言われましたとおり、宍粟市では該当する施設はありません。ただ、今回の改正は、今後、総務省からの要請に基づいて、今後、総合病院で患者を受け入れることとなった場合や、また入院患者の中に陽性者が発生した場合、そういうところに円滑に対応していくためのものがございます。

また、県等の依頼を受けまして、医師が無症状者や軽症状者が療養中の宿泊施設での業務に従事した場合にも本条例が適用となります。

次に、3点目の施行期日ですが、兵庫県における条例改正の施行期日に合わせたものとしています。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 内容は分かりました。それで、2点目の答弁がちょっと分かりにくかったんですが、条例化する目的のところ、今後宍粟市の総合病院が対象になった場合という話でございましたが、宍粟市の総合病院については、感染症患者を受け入れる病院にはなっていないんだろというふうに思いますが、今後と言われても、そういう指定がされるおそれが僕はないというふうに解釈しているんですが、その辺もう少し詳しく教えていただきたい。もし、そういう患者を受け入れるということになるなら、その病院の体制として、いわゆる周産期の病人を抱え

ていますので、そういう対応なんかもしっかりしていかなければいけないというふうに思うんですが、そういうことも含めてどういうことを今後考えておられるのかということですか。

もう1点は、知事の要請で総合病院以外の地域にということも想定されるということでございますが、そういう場合は、派遣ということになりますと、職員本人さんの同意というものはしっかり担保されるのかどうか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、最後の施行期日の関係、ちょっと意味が分からなかったもので、もう少し分かりやすく説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） それでは、私のほうから、3点のうちの前二つをお答えさせていただきます。

まず、現時点での受入状況なり今後の話ということなんですけども、議員御指摘のように、現在、我々の病院は受け入れておりません。先ほど来ありますように、感染症病床というのは、もう既に県下9か所、各地域に1か所ずつということで、もう指定されております。今回、新型コロナウイルスに対応するということで、県下500床強の病院が、それに準じた施設ということで今患者を受け入れていただいているという状況になっております。

宍粟総合病院につきましては、その500床には入っておりませんので、現在の状況ではそういったことになるというのはございません。ただ、今後第2波、第3波等々でこの宍粟市域で患者が発生した場合、もしくは近隣で発生して、今の500床の地域割りも含めて不足するような事態になった場合、やはりこの宍粟総合病院でも受けていけないといけない、こういう事態になるのではないかとということで、この部分を検討したということになります。

それから、もう1点、そのときの対応ということなんですけども、議員御指摘のように、当病院につきましては透析の施設を持っております。また周産期、それから小児の医療をやっているということで、そういう病院というのは、基本的には避けましょうというのが一つの考えとしてあります。ただ、それは最終それがあるから、もう絶対受け入れないというものではないです。

例えば、御存じのように、感染症指定病院になっている赤穂市民もそうですし、例えば姫路日赤にしても周産期のとりでの病院であります。そういった病院でも患

者を受け入れるということで、そういう意味で守るべきところは守る、きちっと対応すべきところは対応すべきというふうなことで、我々もそういった事態になった場合は、周産期であるとか、人工透析、その部分への対応という部分も配慮しながら、患者の受入れ、これを進めていきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の派遣関係の話ですが、今回、先ほど御説明した部分というのは、たまたま臨時的な施設ですが、いわゆるホテルを借り上げて宿泊所としている部分、ここにつきまして県の要請を受けまして、地域の医師会をはじめ各病院が協力して人材を出し合って運営していこうということで、4月の終わりなんですけども、医師1名をその業務に従事させました。その部分につきましては、委託業務ということで県から委託を受けた業務、採取業務をやれというような委託業務を受けて実施したということで、当然のごとく、うちの規定が適用というふうな形になっていくものというふうに理解しています。

ただ、先ほどありましたように、他施設、他地域への職員の派遣という部分になっていきますと、あくまでそれぞれの病院での診療行為と申しますか、治療行為等々につきましては、それぞれの病院の規定の中で行うものという形になりますので、現在、そういった派遣というのは想定はしていませんが、もし派遣となった場合は、この規定の適用の外ということで、それぞれの地域の病院での規定が適用されて、手当等が支給される、されないということになってこようかと思っておりますので、我々としてはこの市の業務としてなり、いわゆる総合病院の業務としてやった場合に、この手当内の対象になってくるというふうに理解しております。

○議長（東 豊俊君） 企画総務部、前田部長。

○企画総務部長（前田正人君） 3点目の施行期日のことですが、もともと人事院のほうでも感染症の疫病手当というのが改正されるということになりまして、兵庫県もそれに合わせるような格好で、5月の専決として条例改正を同じように2月1日に遡及するというので、期日を改正されておりますので、本市におきましても、その施行期日に合わせたものでございます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 隅岡事務部長のほうから説明いただきましたので、今後の備えていくという意味でよく理解できましたが、ただ、なかなかそこで働いておられる人たち、あるいは市民についても、この間感染症の発生がなかったということで、非常にありがたいことですが、私たちが含めてまだまだ新型コロナウイルスの

感染に対する備えというのは十分知識として備わっていないというふうに思いますので、従事者も含めて将来に備えていくのであれば、しっかりした検証とか、そういう知識を習得するものが必要になるかというふうに思います。その辺についてもう一度考え方があれば教えていただきたいと思いますし、ただ、私、他地域への派遣について、本人の同意を担保できるのかということに対してお答えがなかったので、それについてもう一度お願いします。

それから、施行期日を遡るということで、これまで手当の支給の該当があったのか、なかったのか、その辺もう一度教えてください。

○議長（東 豊俊君） 隅岡総合病院事務部長。

○参事兼総合病院事務部長（隅岡繁宏君） 最初にまずありました、もし受け入れるとなった際という部分ですが、現在、まずは今ハード的な部分、施設的な部分でどう対応していくべきなのかな、そういう検討をしております。

それから、当然今後そうなった場合を想定して、みんなが対応するというわけではないですから、いわゆる特定の人間がその患者対応をするという形になりますので、そういった人選をして、それから研修をしていく、そういうステップを今後第2波等に向けて進めていかないといけないなということで、準備をしているところでございます。

その部分につきましては、やはり受け入れるとなると、それぞれ職員の負担も大きいです、精神的負担も含めまして。ですから、最初にありましたように危険の手当、特殊勤務手当というのは業務の危険性であるとか不快感、こういったものに対して措置される手当というふうになっておりますので、そういった概念でまさしく今回の業務というのは、そういった業務に該当するというので、こういう手当を措置させていただいて、少しでも職員の精神的な負担に報いるとか、そういう視点も持って今回条例を上程させていただいております。

それから、派遣の部分につきましては、職員の派遣ということになりますと、当然いわゆる人事異動的な観点になっていきます。ですから、そういう部分については、いわゆる本来与えられた職務の場所を離れて違うところへ行けというような形になりますので、そういった場合には当然その職員の同意といいますか、職員といろいろ相談しながら、そういう業務を進めていくという形になるかとは思いますが、現段階、そういう部分というのは全く想定しておりませんので、今どう進めますというのは、そういう検討もしてはいません。そういったのが実情です。

それから、施行期日の遡及適用の話ですが、現に、いわゆる感染者は当然この市

域なり総合病院については発生しておりませんが、疑いのある人間、疑いのある患者ということで、いわゆる保健所長が認めた患者さんというのは、当然おりましたので、そういった患者への対応に当たった職員というのはこの手当の対象になるということで、ちょっと具体の人数は把握しておりませんが、何名かに対してはこの手当が遡及適用されるというふうに理解しております。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第62号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第8 第63号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

スポニックパーク一宮及び千種B&G海洋センターにつきましては、指定管理者制度を導入し、民間事業者による運営を行っており、両施設とも、温水プールを整備し、それぞれスイミングスクールを実施いただいているところであります。

その利用料金につきましては、条例に規定する額を上限に設定していただいておりますが、令和3年度以降の指定管理に係る応募に際しましては、指定管理者による柔軟な運営を促進するため、応募者の自主事業として、新たな事業の提案を頂くことを前提に、スイミングスクール利用料金の規定を削除しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 6番の大久保陽一です。宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを質疑いたします。

温水プールスイミングスクールの項目、入会金、年会費、月会費などの項目を削除する意図を説明願いたいです。

温水プールスイミングスクールの項目、入会金、年会費、月会費などの項目をなくすことによる宍粟市のメリットとデメリットを御説明願いたい。

指定管理者による自由な料金設定を、入会金や月会費などですけれども、可能にすることによって、利用される市民の負担が増えるのではないのでしょうか。

以上、3点質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 多少具体的に触れますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目ですが、その意図ですが、温水プールのスイミングスクールの項目の削除について、利用者の皆様の多様化するニーズに対応できること、指定管理者のノウハウを生かした提案によるサービスの向上による適正な料金運営を行ってきたいというものでございます。

次に、2点目、メリットとデメリットですが、スイミングスクールの指定管理者の提案事業とした場合、サービス向上によりまして利用者の増加を図り、その結果、収益の増加が見込めると、そういった観点で、ひいてはということですが、指定管理料の抑制が図れることや、さらなるサービスの提供、多様化するニーズに対応できると、そういったメリットがあると考えております。宍粟市から見た場合のデメリットというふうなことは、現時点ではないのかなあというふうに考えております。

3点目、市民の負担が増えるのではないかという点ですが、現在のスクール料金は周辺の類似施設と比較しても安価な設定となっております。スクール料金につきましては、指定管理者の事業展開によるもので、負担増になることも今後考えられることは考えられます。しかしながら、サービスの向上等による価格設定となり、利用者も選択の幅が広がることになり、一定の理解のもと利用されることになると考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 指定管理者によってのこの自由な料金設定が可能になることによって、あまりにも指定管理者の自由裁量が大きくなってしまわないかということ懸念するんですが、いかがですか。

それと、指定管理者による自由な料金設定によって、市の支出する指定管理料も減少することにつながるという先ほど答弁があったわけなんですけれども、どのぐ

らいなことを想定しているのかということをお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） まず、指定管理者の自由裁量が大きくなり過ぎるのではないかとということでございますが、あくまでこの施設そのものは公の施設ということで、自主事業といえども、やはり利益を追求していただくという考えには立っておりません。したがって、この指定管理者の今後選定業務に際しましては、そのあたりの収支の計画とか、考え方等を聞かせていただきながら、業者様の選定作業に入っていくというふうなことになるかと思っておりますので、そのあたりは逆に極端に値上げをされたりしますと、逆にかえってスクール生が減少したりと、そんなことも考えられますし、先ほど申しましたように、やはり公の施設ということで、利益追求に走るような施設でもないということを前提に指定管理の選定作業に入っていきたいというふうに思います。

それと、もう1点ですが、具体には、数字的にははじいておりませんが、理屈といたしまして、先ほどもありましたように、選定の際の事業提案の中でこういった自主事業の収益プラスその結果、トータルとして指定管理料が幾らになるというふうな提案があつての選定ということになりますので、その間一定自主事業による収益が上がると先ほど説明を申し上げましたのは、あくまで利用料金を高くすることによって上げるのではなくて、サービスの向上によって利用者を拡大して収益を上げていただく、そういう発想のもとに、結果、そこの部分の収益が上がると指定管理料が抑えられていく、そういう考え方で今回提案をさせていただいております。

○議長（東 豊俊君） 続いて、質疑を行います。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議案番号第63号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、分からないところがありますので、質疑をさせていただきます。

この条例の改正は、スポーツ施設条例において規定されておりますスイミングスクールの利用料金の部分について、指定管理者による柔軟な運営を促進するために、応募者からの自主事業としての新たな事業内容の提案をもらうこととするために、スイミングスクールの利用料金、この部分を削除するというものであります。そこで、私としては、ちょっと納得いかないというか、分からないところがあります。

まず、多様化するニーズ、この多様化するニーズについてなんですが、条例改正によるメリットの説明の中に、市民利用者の多様化するニーズに対応できるサービ

スの受益というふうにあります。当然宍粟市として責任を持って市民ニーズを捉える必要があると考えておりますが、どのようにして現在そのニーズ調査を行ったのか。また、その結果、今現在、市民のニーズを把握しているのかということ、まず、ここは非常に指定管理施設を利用する市民にとっても大切なことだと思っておりますので、一つ質疑いたします。

それと、あと、利用料金、これについてなんでありますが、スイミングスクールの利用料金の値上げにつながらないかということが非常に危惧されるわけです。先ほどの議員の説明の中で、負担増加は考えられるというような御回答もあったようなのですが、各家庭の経済の状況によって、利用できるプログラムを選択するというような不公平な状態が生まれるのではないかと。これは、やはり税金で建てられた施設でありますし、指定管理料も税金から払われているということから鑑みてもおかしいことだと思っておりますので、そのようなことが起こった場合の対応というのは、考えておられるのかどうかということを質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） これも多少具体的に触れますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、市民ニーズにつきましては、現在、温水プールはスポニックパークと千種の温水プールがございますが、利用者の意見やアンケート、また指定管理者へのヒアリング並びに利用者のヒアリングを通じて把握をしております。

具体的に言わせていただきますと、例えば千種海洋センターにおきましては、令和元年度、昨年度、年2回のアンケート調査をいたしまして、約150件、水泳教室におきましても別にアンケートを採ったりをしております。それと、スポニックパーク一宮におきましても、プールだけでなく、体育施設でありますとか、コテージとか、全体の施設アンケートも採りつつ、また、スイミングに関しましても、それに関するアンケート調査を行っております。全体で70件、スイミングに関しては20件程度ございます。それと、常時そういった意見を集めるという意味で、そういう意見箱のようなものも設置をしておりますし、それと、スクールにつきましては、スクールコーチが生徒及び保護者の皆様への指導内容や進捗状況説明等のケアフォローを行うような時間も持っておりますので、そういった中から様々なニーズ把握をしております。

具体では、ニーズは何かというふうなことになるわけですが、例えばスイ



ミングスクールの進級テストを毎月実施してほしいでありますとか、現在スクールの練習日がクラス分けをされて固定になっておるわけですが、都合の悪い日があれば、別の日に振替のようなこともできないかとか、それから高齢者向けの水中ウォーキング教室の設置は駄目かとか、あるいは競技者向けにはなりますけれども、プライベートレッスンをしてほしい、そういったこと。それと、身体障がい者向けの水泳教室を増やしてほしいとか、また、スイミングスクールとトレーニング教室をセットにした料金設定が欲しいと、そういった様々なニーズ、御要望がございます。

そういうことに対応していくために、やはり今の条例の中で、このクラス編成、コース設定をするには、やはりちょっと機動性がなかったり、そういったことがございますので、この自主事業としてこの部分を取らせていただいて、フレキシブルに機動性のある、そういったスクールの内容に変えていきたいと、そういったことでございます。

それと、2点目です。スイミングスクールの利用料金の値上がりにつながらないかということですが、先ほど申し上げましたとおり、選択されるプログラムによっては家庭の負担増になることも考えられます。しかしながら、先ほど申しましたように様々なプログラムを提供することによって、それぞれによりニーズに沿った形での選択が広がるということになりますので、この点につきましては、利用者の皆さんも一定の理解のもとに利用していただけるのではないかなというふうな、そんな考えでおります。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 何度もアンケートを採られて、それでニーズの把握を今までされてきたということで、そのニーズに対して市としてどのような改善をされてきたのかということの一つ聞きたいのと、それとあと、もしも万が一、各家庭の経済状況によってプログラムを選択する、受けたいスイミングスクールの内容を我慢しなければならないというような状況が起こった場合の対応策、これはやはり市の税金で建てられた施設であり、また、指定管理料も払っている以上、考えていかなければならないと思うわけでありますが、市長、このことについてはどのようにお考えか。やはり経済状況によって利用できないというようなことは起こすべきではないと考えております。質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） これもちょっと具体的にわたりますので、私の

ほうからお答えさせていただきますが、これまでも先ほど申しあげました要望、ニーズが毎年のように寄せられます。その中で、現行の条例の料金の設定の中で対応できることはしてきております。例えば、先ほど御説明申しあげました以外に、イベントが少ないので増やしてほしいであったり、その範囲の中で対応できる、例えば今現状におきましては、週1回、週2回、週3回、週4回の料金設定しかございませんので、この範囲の中でやれることはやってきたということでございます。

それと、家庭状況による格差が出たらどうするのかということになりますけれども、御承知のとおり、宍粟市では平成26年より中学生以下及び65歳以上の一般利用者の利用料は、利用回数に関係なく無料としております。これは、周辺類似施設と比較しても、ないサービス提供でないかなあというふうに思っております。それに加えてのスイミングスクールの運営ということになりますので、先ほども申しあげたように、一律上がるのではなくて、選択幅が広がるということで、利用がよりしやすくなるというふうに考えておきまして、例えば先ほど申しあげましたように、週1から週4の4回の基本プログラムしかないわけですので、そんな中でそれを言われますと、現在でも本当は4回行きたいんだけど、やむなく3回にされていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれないけれども、そのことにつきましては、現状と変わらないのではないかなというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 確かに、現在中学生以下あるいは65歳以上のプールの利用料は無料ということにされておりますが、このスイミングスクールのほうをこういった指定管理者のノウハウを生かした事業展開にしました場合、やはりそちらのほうを使いたくても経済状況によって使えないというのは、非常な大きな同じプールを使っていて、差が出てくると私は考えますので、やはりそのような場合、スイミングスクールのほうも利用できるような、あるいは経済状況によって左右されないように利用できるような施策を考えていこうというようなお考えが市長にあるかどうかということをお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまで担当部長が答弁申しあげたとおりであります。宍粟市はそういう形で中学生以下、あるいは高齢者の皆さん、健康増進という形でそういう状況にしております。

また、今回は個人個人のいろいろそれぞれニーズが違いますので、できるだけそれにあってオプション的なサービスも提供できるようにと、こういう考え方であり

ます。

したがって、今例えば御質問のあった経済的ということについては、現段階ではそのことについては検討してないと、こういうことではありますが、いざ始まった状況の中で、これからの市民の皆さんのいろんなこともあろうかと思しますので、今後の課題として捉えていきたいと、このように思います。

ただ、繰り返しになりますが、現段階ではそのことについては、念頭にないと、こういうことでもあります。

○議長（東 豊俊君） 続いて、質疑に入ります。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。同じく第63号議案、スポーツ施設条例の一部改正について質疑をいたします。

今、お二人の質疑に対して御答弁を聞いておったんですが、非常に論点がたくさんあると思います。まず、盛んに自主事業、自主事業とおっしゃっておりますけども、指定管理業務の中の自主事業ということなのか、指定管理業務以外の自主事業ということなのか、これによって大きく変わってくると思います。その辺を明らかにしていただきたい。今提案がある自主事業とは、どういうものなのか、もう一度はっきり説明を頂きたいというふうに思います。

今現在、千種も一宮スポニックも指定管理業務の中の利用料金制を使っておりますわね。ですから、このスイミングスクールなんかで発生する利用料金は、全て指定管理者の収入として受け入れて、足らずを市が指定管理料として補填をしているというのが今のやり方だと思います。

本来、その中でこの指定業務の中の自主事業の展開を、より市民サービスを充実させるということを目的に業者を選んでいっているはずなんです。ですから、さらに、スイミングスクール自主事業を増強、展開することが今の指定管理業務の枠内では、限界があるということであれば、全く切り離さなければいけないわけですね。業者が自主的に展開するという業務になるのであれば、指定管理業務ではないんじゃないかと思えます。

そういうふうに考えますと、公の施設の設置管理業務以外の目的で使われるのであれば、使用許可が必要になろうと思えますし、行政財産の使用料、そういうものも必要になってくるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それと、この提案によりますと、指定管理料の抑制が図れたり、指定管理者の収益増にもつながる。あるいは市民利用者にメリットをもたらすと。いわゆる全ての

人がよくなる。いわゆる三方よしという考え方が説明されておりますけども、自主事業で本当に十分な収入が見込めるのか。それだけの利用者の確保が今後も見通していけるのか。この三方よしの確証について、どういうふうに設計されているのか、御説明を頂きたいと思います。

以上で1回目終わります。

○議長（東 豊俊君） まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目です。スイミングスクール自主事業につきましては、スポーツ施設条例がございますが、その第1条に設置目的が書かれております。その設置目的に沿った事業としながらも、これまで以上に指定管理者のノウハウを生かした自由度の高い提案を促すことで、利用者に対する一層のサービス向上、利用者増につなげるために、指定管理外の業務と位置づけし、その経費につきましては、基本的には当該事業の収入で賄っていただく考えでございます。

2点目に入ります。2点目の自主事業を增強、展開するということですが、これは先ほども山下議員のところでありましたように、具体的には個人の能力に応じたスイミングスクールの個人レッスン等々、様々な教室のパターンがお示しをさせていただきやすいなあというふうな考えを持っておりまして、そこに期待をしております。

それと、3点目に、自主事業の目的外設置云々の話でございますけれども、この点につきましては、スイミングスクールなどの自主事業は施設の設置目的に合致すると。自主事業ではありますけれども、設置目的には合致するという判断のもとに、目的外使用許可、行政財産使用料は不要というふうに考えております。

最後、三方よし、指定管理料の抑制、それと収益増、それから市民利用者にメリットをもたらす、それぞれ三方よしの確証はあるのかという点でございますが、これにつきましては、あくまで基本的な考え方として、まず第一に、自主事業とすることで、利用者に対するサービスの向上であったり、内容の拡充、そのことによって利用者の増加が図られ、結果、収入の増加につながっていくと。自主事業の収入の増加が行われますと、指定管理料の抑制にまたつながっていくと思っております。

また、この指定管理料、当初の選定時におきまして協定以上に、さらなる事業者の努力によってスイミングの収益が向上しますと、また指定管理者にとってもメリットになっていくわけでございますので、そういった考え方での提案になっておりま

す。

そのことについては、あくまで想定範囲として、応募者という相手がありますので、結果としてどのような形になっていくのかという確証まではございませんが、そのように業者さんとも協議をする中で努めていきたいというふうに考えております。

少なくとも応募者にとっては、提案の自由度が上がるということでございまして、インセンティブが図られ、応募者間の競争が図られると、そういう期待を持っております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 最後におっしゃった自由度が高まるということですけども、指定管理業務の中で、指定管理者の自由度が高まるというようなことはないわけですよ。そういう制度じゃないんですよ。だから、今ずっと答弁を聞いていまして思うんですけど、全く法的な裏づけがないお話をされていると。条例目的に沿ってやるので、行政目的以外のものではないというふうにおっしゃるなら、条例でしっかりと料金を定めなければいけないと思うんです。その条例で定められた範囲の中で指定管理者が料金設定を考えていけばいいわけです。

ですから、話を聞いてたら、条例から削除するのではなくて、今の条例が使いにくいのであれば、条例改正をすればいいんじゃないですか。ですから、この料金をこの条例から削除するというのは非常に危険だと思います。その辺についてももう一度御答弁を頂きたいんですが、市長もこのことは賛成されているのかも分かりませんが、あくまでも指定管理業務でやっていくというのであれば、この自治法の244条の2第9項、これについてどういうふうに判断されたのか、御答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 先ほどの指定管理者に関する法律の解釈の部分になりますけれども、やはり全国の各地方自治体の先例を比較並びに研究する上におきましても、やはりこの自主事業をどういった取扱いをするのかというのは、実際のところ、ばらばらでございまして。自主事業を本来の業務範囲の内外にする、あるいは設置目的の内外にする、どういった位置づけにするかというのは、実態としてはばらばらでございまして、当市におきましては、この自主事業を設置の目的の範囲内ではあるけれども、指定管理業務の範囲外、そういった位置づけで進めることとしております。

○議長（東 豊俊君） 福元市長、答弁をお願いします。

○市長（福元晶三君） 今おっしゃった地方自治法第何条のということは、ちょっと私も条文まで十分理解しておりませんので、答弁しようがないです。

ただ、今担当部長が申し上げたとおり、決して曖昧にするつもりも何でもないんですが、やっぱり指定管理をこれからどうやってしていくかということと同時に、スイミングスクールを含めた自主事業、指定管理はそれ以外にもありますが、例えば文化会館もそうでありますが、そういったことも含めると、できるだけ自由度の高い市民のニーズを的確にするには、今の料金体系を条例で定めることは果たして妥当性があるのかどうか。この議論の中で今回最終的に今答弁申し上げたことで条例改正でいこうと、こういうことになったところであります。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 最後になりますけど、ちょっと乱暴なんですね。ですから、本来全国的にも自主事業の扱い、いろいろあるというふうに私も調べましたが、まず自主事業についてどうあるべきかということ委員会などで議論すべきですよ。その後、条例改正が必要であれば、こういう提案をしていくという手続が必要やと思います。

全国でもいろいろありますけども、指定管理業務以外の自主事業としている場合は、行政財産使用料を払ったりして、しっかりそこは担保します。でも、指定管理業務の中での自主事業としてやるのであれば、料金については条例で定めがある、その範囲内でしか行えないはずですよ。

これ、条例から削除してしまっただけで、指定管理業務の範囲内でやるという、この料金について誰が責任取るんですか。ですから、どういうふうに市が関与するんですか、この料金設定について。そこをもう一度、あとはもう委員会でするしか時間がないので、市の関与について、料金設定に対する市の責任、関与ね、公の施設ですからね、これ。そこの責任にするんですか。

○議長（東 豊俊君） まちづくり推進部、津村部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 先ほどの244条の2第9項に関しましては、利用料金、確かに利用料金という扱いをしますと、議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、自主事業における収入及び事業は、この9項における利用料金には該当しないというふうな判断でございます。

それと、この目的外使用云々の話ですけれども、確かにおっしゃるように、例えば自動販売機の設置なんかに関しましては、目的外使用として、それは別途使用許可並びに使用料の徴収が必要になってきますが、このスイミングスクール事業とい

いますのは、先ほども申しました当初の宍粟市の条例の第1条に記載をしてありますスポーツ・レクリエーションの普及並びに身体の健全な発達を促進するためという設置目的に合致する事業でございますので、これは目的外の事業になるものではないというふうな判断をしております。

あと1点、料金の関与ですけれども、今後、指定管理者の選定作業をするに際しましては、当然自主事業の提案もございます。その中でこの事業の内容並びに料金設定なんかも提案をしていただくことになると思いますし、また、冒頭大久保議員のときにもお答えをさせていただいたと思いますが、あくまで公の施設ですので、あまりにもそれこそ利益追求に走るような料金設定の提案が出された場合には、そういった選定経過の中で、これはもちろん抑えることができると思いますし、今後審議会でありますとか、あるいは最終的に指定管理者を決定いただくに際しては、議会の議決も必要でございます。そういった審議の中で十分検討いただけるものと考えております。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第63号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休 憩

---

午前 1 1 時 1 0 分 再 開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9 第64号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第64号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第64号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、医療費の助成対象となる低所得者であるか否か

を判定するための基準について、所要の整備を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第64号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第10 第65号議案～第66号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第10、第65号議案、宍粟市税条例の一部改正についてから、第66号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第65号議案、宍粟市税条例の一部改正及び第66号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第65号議案、宍粟市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、未婚の独り親に対する税制上の措置として、婚姻歴の有無や性別にかかわらず市民税の控除を適用する制度を創設するもの、たばこ税の課税方式につきまして、軽量の葉巻たばこの本数の紙巻きたばこの本数への換算方法を見直すもの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する市税の徴収猶予等の特例制度を創設するもののほか、地方税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第66号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る控除の特例を設ける改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。



○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第65号議案から第66号議案の2議案は文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第11 第67号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第67号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第67号議案、宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容としましては、災害援護資金の貸付けを受けた方が置かれている状況等を鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について、法律の改正に準じ必要な措置を講じるため、所要の整備を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第12 第68号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第12、第68号議案、宍粟市長寿祝福条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第68号議案、宍粟市長寿祝福条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、祝い品の贈呈対象であります100歳を迎える方を把握する基準が、宍粟市と国及び県とで相違していることから、宍粟市の基準を国及び県の基準に合わせることで、祝い品の贈呈対象者の統一を図ろうとするものであります。

なお、従来の制度により今年度中の祝い品の贈呈対象者となり得た方については、経過措置を設け対応することとしております。

また、市の単独事業である88歳を迎える方への祝い品の贈呈につきましても、事業の統一性を図るため、同様の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

- 12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第68号議案、長寿祝福条例の一部改正について、質疑したいと思います。

まず、条例改正が必要になった原因といたしますか、今提案がありましたけど、基準日がそもそも国県と異なっていたというのは、今さらながら話ではありませんから、本当のところ、今回の改正のポイントは、9月1日現在、88歳とか100歳というふうに決めておったものが、年度内88歳、年度内100歳、いわゆる同級生については9月1日で、今度15日に変えようとしていますが、その基準日でみんなに祝い品を贈ろうじゃないかということが条例の改正の大きな理由だと思うんです。なぜこのようになったのか、そこを質疑をいたします。

なぜ、それを聞くかといいますと、私は平成28年3月議会で、当時、敬老祝い金支給条例、お金を祝い金として渡していたものを品物に変えた、今の長寿祝福条例に変えてきたわけですが、この当時、当該年度内に88歳、同じく当該年度内に100歳に達成するように改めるべきではないということを盛んに委員会でも申し上げてきましたけども、あくまでも9月1日の基準日に基づいて祝い品を贈るということ

で、かたくなに固執をされて変えようとされなかった。修正案も出しましたが、少数否決となりました。こういう経過を踏まえておりますので、今回の趣旨について十分説明を頂きたいと思えます。

それと、経過措置がこの期間のみになっているというのは、これも今説明がありましたけども、もう一度分かるように説明をお願いしたいというふうに思えます。

それと、もう1点、国県の場合は御存命であるということが明記されているんですが、この条例改正の中には御存命なのかどうか、その有無については期日がございませんので、そのあたりの解釈を教えてください。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

健康福祉部、世良部長。

○健康福祉部長（世良 智君） それでは、内容に踏み込んだこととなりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の条例改正、これが必要となった理由、原因ということでございますが、先ほどございましたように、国県の長寿祝福事業の対象基準、こちらが9月15日現在御存命で、その年度内に対象年齢となる方とされております。

一方、宍粟市は9月1日現在において対象年齢に達した方としております。9月2日以降に対象年齢を迎えても、翌年の9月までは御存命でなければ対象とならないという、こういう状態でありますことから、国・県の基準と統一を図りたいと、こういうことでございます。

2点目の現行の基準日を9月1日から9月15日に変える必要性、平成28年の3月議会で議論があったことも承知をしておりますが、国県の祝福事業と合わせまして市の祝い品を贈呈することによりまして、対象者の長寿祝福の祝意、これの高揚を図りたいと、このように考えております。

それから、次の経緯と趣旨でございますが、今回の提案は前回の条例改正後に、議員の話がございましたが、その後、またいろいろな御意見を頂いております。そういう中で、国と県と同様の基準や対象期間とすることにより、対象者への敬意を表そうと、このようにしておるものでございます。

それから、経過措置に掲げる期間の対象者のみに遡及するかにつきましては、制度改正により、本来対象となる方に不利益を生じないようにするというものでございます。

最後に、存命の記述がないことにつきましては、基準日現在におきまして、市内に3か月以上継続して住所を有する者とするることによって、その時点で存命である

ことを対象としております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） あくまでも国県との違いを強調されますけども、この条例とは違いますけども、公営住宅の関係は国県に合わせと言っても合わさなかった。そういう市がなぜこれだけ国県に合わそうするのか、ちょっと理解に苦しむんですが、やっぱり基本的な考え方を示してもらいたいなというふうに思います。

例えば、一つの例を挙げますが、なぜ基準日をずらすのかというのはよく分からないんです。9月1日でいいんじゃないかと思うんですけどね。その辺をもう一回ちょっと説明を頂きたいと思いますけど、例えば、今日お誕生日で100歳をお迎える方、この方を祝っていくわけですけども、9月1日現在、100歳ですから、非常に一日一日が大変だと思うんですが、9月1日を基準日でお祝いすると、さらに15日まで延ばすということの、その意味がよく分からないんです、私。

ですから、本来的にはなぜ基準日が設けられているのか、よく分からなくて、その誕生日をお迎えるになったそのときに、お祝い品を贈ればいいんじゃないかなというふうに思うんです。それは3か月以上既に宍粟市に在住であるかどうかというのは分かるわけですから、該当になれば、お誕生日を迎えられたときに祝うというのが、特に御高齢の方に対しては敬意を表することになるんじゃないかなと。その後の御存命の有無によって、亡くなる方もいらっしゃるわけですから、そういう配慮があつていいんじゃないかなというふうに思います。

何が言いたいかといいますと、かたくなにこだわってきた中身をよくしようとするものですから、公平公正にやっていただきたいんですよ。当たる人、当たらない人が出てくること自体が私は非常に残念に思えてならないので、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

それと、市長にお尋ねするんですが、この平成28年3月のときには、市長は条例改正の趣旨について、祝い金から祝い品に変わるときに、御高齢の方ももう私たち、祝ってくれるのはうれしいけども、若い人にその分を提供して、若い人たちによい施策をつくってほしいという意見も多いと、だから、これからはそういう意思も尊重して、その方向にシフトするんだということを強調されましたが、同じ市長ですから、この間、その意向が変わったのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのとき御答弁申し上げたことについては全く変わっておりません。

○議長（東 豊俊君） 健康福祉部、世良部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 9月1日を15日というこだわりのような御質問だったと思うんですけども、御承知かと思うんですが、9月は敬老月間ということで、かつて9月15日が敬老の日とされておりました。今、9月の第3月曜日に変更されておりますが、9月15日は今も老人の日ということで、この日を中心に各地で敬老祝賀行事が行われております。

そういうことで、やはり私は議員がおっしゃるように、誕生日を迎えられたその都度というのも一つの考え方かとは思いますが。そういう考え方もあって当然かと思いますが、やはり国を挙げてこの9月に敬老の祝意を盛り上げていこうという、そういう月間があるわけですから、そのかつての敬老の日、老人の日を中心にこの基準をもって敬老をお祝いするという、そういう考え方で国・県と合わせていくというのは私は間違っているとは思っておりません。

それから、誕生月ということなんですが、確かに誕生月に贈ったほうがという考え方もあるんですが、それは一つの考え方として、同級生の中で早い遅い方で不公平もあるんじゃないかという考え方があるんですが、それは日本のいろんな施策の中でそういう不公平感も実際ほかにもたくさん生じておると思いますが、今申し上げましたように、9月に皆さん一緒にお祝いするというのでお互いに祝い合うということで、ほかの月にばらばらするよりも、そうやったほうが国全体として盛り上がっていくという、そういう国の考え方に乗って市も国県と一緒に祝いしたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） すみません、もう1点だけ、事務的なことをお伺いします。

この条例改正案でいきますと、例えば10月1日に年度内100歳を迎えられる方は、9月15日現在99歳でいらっしゃる、この方に対してお祝いをするという考え方でのろしいんですね。

○議長（東 豊俊君） 健康福祉部、世良部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 先ほど議員からもございましたように、同級生の方をお祝いするというのに今回いたしますので、おっしゃったとおりの考え方になります。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第13 第69号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第13、第69号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第69号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬額が引き上げられたため、国の基準額と同額で規定している市の条例についても、法律の改正に準じ、改正を行うものであります。

また、選挙長及び開票管理者の職務代理者について、現在報酬額の規定はありませんが、その職務内容が、選挙長及び開票管理者の職務と遜色ないため、選挙長及び開票管理者と同額で報酬額を定めるものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第14 第70号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第14、第70号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算  
（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第70号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）  
につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、早期の補正が必要となったもの、新型コロナウイルス対策のため早急に対応が必要なもの並びに緊急でやむを得ないものに限って行うこととしており、歳入歳出をそれぞれ1億1,479万円を追加し、補正後の総額を273億1,009万1,000円とするものであります。

歳出としまして、総務費では、マイナンバーカードとキャッシュレス決済の普及促進のため、国施策により付与されるマイナポイントの申込支援や利用環境の整備を推進するための予算を計上しています。

民生費では、宍粟市長寿祝福条例の改正により、今年度に限り敬老祝い品の対象となる方が増えることから、不足する予算を追加しています。

教育費では、児童生徒への一人1台の端末機器の整備が、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今年度末に前倒しされたことに伴い、必要となる端末機器の購入費用などを追加しております。

また、B & G財団の修繕助成交付金の決定を受けたことに伴い、波賀B & G海洋センターのトイレの洋式化と障がい者用更衣室の設置を行うこととしております。

次に、歳入としまして、国庫支出金では、小中学校の端末整備について、国の補正予算に伴う補助金を見込むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加で計上しております。

繰入金では、波賀B & G海洋センターの改修に係る交付金から不足する部分について、公共施設等整備基金を繰り入れることとしており、さらに必要となる財源につきましても、見込みの範囲内のもとで前年度繰越金を計上しております。

以上、補正予算につきまして、概要の説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

ここで議案の採決準備のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分休憩

(津田晃伸議員、榎橋美恵子議員、今井和夫議員、田中孝幸議員、実友 勉議員、林 克治議員、富田建設部長、上長一宮民局長、坂口波賀市民局長、福山千種市民局長、太中会計管理者、田路農業委員会事務局長 入場)

午前 11 時 36 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 15 発議第 1 号

○議長（東 豊俊君） 日程第 15、発議第 1 号、宍粟市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本発議は議会運営委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、実友 勉議員。

○議会運営委員長（実友 勉君） 宍粟市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月7日に緊急事態宣言が発令され、市内においても休校や休業要請によって、市民生活や地域活動、地域経済に深刻な影響が及んでおります。

このような状況を踏まえ、市議会議員の3か月間の報酬及び6月支給の期末手当について、それぞれ10%ずつ減額する議員報酬及び期末手当の特例に関する条例を制定しようとするものであります。

議員各位には、条例制定の趣旨に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第 1 号につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) これで討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月10日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時40分 散会)